

令和2年度
国土交通省税制改正概要



国土交通省

令和元年12月

国土交通省

目 次

令和2年度国土交通省税制改正概要（主要項目）	1
------------------------	---

令和2年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要）	2
---------------------------	---

令和2年度国土交通省税制改正事項 説明資料

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	5
○住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	6
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	7
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	8
○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長	9
○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長	10
○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設	11
○農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設	12
○都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長	13
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	14
○航空機燃料税に係る特例措置の延長	15
○国内線航空機に係る特例措置の延長	16
○鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長	17

II. 成長力・国際競争力の強化

○長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長	18
○低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設	19
○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	20
○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	21
○国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設	22
○海上運送業における船舶の買換特例の延長	23
○国際船舶の登記に係る特例措置の延長	24
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	25
○民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長	26
○JR貨物が取得した高性能機関車に係る特例措置の延長	27

III. 安全・安心な社会の実現

○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長	28
○海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長	29
○浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設	30
○鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長	31
○津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長	32
○耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長	33
○老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設	34

IV. 主要項目以外の項目	35
---------------	----

令和2年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

I 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ③ 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ④ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税等)
- ⑤ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑥ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

2. 都市の魅力の向上

- ① 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設(固定資産税等)
- ② 農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(相続税・贈与税・不動産取得税)
- ③ 都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)

3. 観光先進国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

4. 地域交通ネットワークの構築

- ① 航空機燃料税に係る特例措置の延長(航空機燃料税・航空機燃料譲与税)
- ② 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)

II 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ① 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- ② 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税等)
- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税等)
- ④ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

2. 産業の生産性の向上・国際競争力の強化

- ① 国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設(とん税・特別とん税)
- ② 海上運送業における船舶の買換特例の延長(所得税・法人税)
- ③ 国際船舶の登記に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長(法人税・固定資産税等)
- ⑤ 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑥ JR貨物が取得した高性能機関車に係る特例措置の延長(固定資産税)

III 安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における安全・安心の確保・環境負荷の低減

- ① 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ② 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長(地球温暖化対策のための税)

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税等)
- ② 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ⑤ 老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税等)

令和2年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間:1/2減額)の2年間延長
- ②住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年間延長(保存登記:本則0.4%→0.15%、移転登記:本則2%→0.3%、抵当権設定登記:本則0.4%→0.1%)
- ③認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅0.15%→0.1%)、
所有権移転登記(一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長
(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ④居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長(所得税等)
- ⑤個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅0.3%→0.1%)の2年間延長
- ⑥住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の減額措置の2年間延長
 - ・耐震改修:工事の翌年度1/2減額(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間1/2減額)
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度1/3減額
 - ・省エネ改修:工事の翌年度1/3減額
 - ・長期優良住宅化改修:耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度2/3減額

2. 都市の魅力の向上

- ①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準5年間1/2に軽減)の創設
- ②新たな農地保全に係る地区計画制度に対する相続税・贈与税等の納税猶予の適用
- ③都市の内部で低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための特例措置の延長
 - 1) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地等の取得等に係る流通税の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)、所有権移転登記(本則2%→1%)
 - ・不動産取得税:課税標準1/5控除

- 2) 立地誘導促進施設協定に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 2/3 に軽減)の2年間延長

3. 観光先進国の実現

- ①免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とするよう措置

4. 地域交通ネットワークの構築

- ①航空機燃料税について、以下の軽減措置の2年間延長
- | | | | |
|-------|-------------|---|-------------|
| ・本 則 | 26,000 円/kl | → | 18,000 円/kl |
| ・離島路線 | 19,500 円/kl | → | 13,500 円/kl |
| ・沖縄路線 | 13,000 円/kl | → | 9,000 円/kl |
- ②国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間 2/3 等)の2年間延長
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した鉄道施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/4)の2年間延長

Ⅱ. 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ①長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(土地・建物等)を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益の課税の繰延べ(原則 80%、一部 75%・70%)を認める特例措置の3年間延長(所得税・法人税)
- ②低未利用地の適切な利用・管理を促進するため、譲渡価額が 500 万円以下の一定の低未利用地等を譲渡した場合に長期譲渡所得から 100 万円を控除する特例措置を創設(所得税等)
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則 5%→4%等)
- ④工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置(軽減割合 20%~50%)の2年間延長

2. 産業の生産性の向上・国際競争力の強化

- ①欧州航路・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港した場合に係るとん税・特別とん税について、国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するため、一時納付に係る特例措置(108 円→54 円)を創設

- ②環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る買換特例(譲渡益の課税の繰延べ 80%)の3年間延長
- ③国際船舶の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置(本則 0.4%→特例 0.35%)の2年間延長
- ④物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の2年間延長
 - ・倉庫用建物等:法人税等の割増償却(5年間 10%)
 - 固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 等)
 - ・貨物用鉄道車両等:固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3 等)
- ⑤民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税の非課税措置(所有権移転登記:本則2%)の2年間延長
- ⑥JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した高性能機関車に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 3/5)の2年間延長

Ⅲ. 安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における安全・安心の確保・環境負荷の低減

- ①鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設(エレベーター、ホームドア等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3)の1年間延長
- ②一定の運送の用に供する石油製品に係る地球温暖化対策税の還付措置の3年間延長
 - ・内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
 - ・鉄道事業に係る軽油
 - ・国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ①水防法上の洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められ、浸水被害軽減地区として指定された土地に係る固定資産税等の特例措置(3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(参酌:2/3)に軽減)の創設
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3)の2年間延長
- ③市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置の4年間延長
 - ・大臣配分又は知事配分資産:1/2
 - ・その他の資産:1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ④耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(工事完了の翌年度から2年間 1/2 減額)の3年間延長
- ⑤老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る特例措置の拡充・創設(法人税等)

令和2年度国土交通省税制改正

説明資料

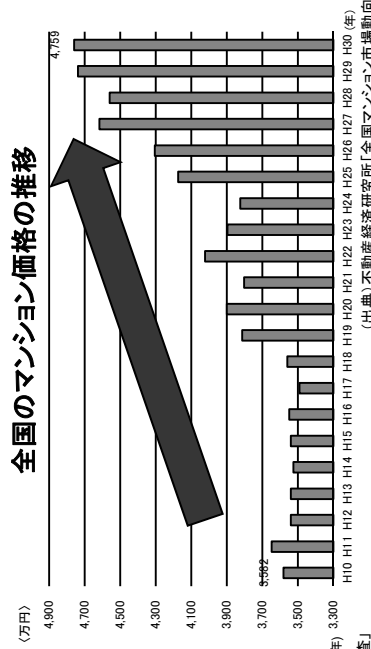
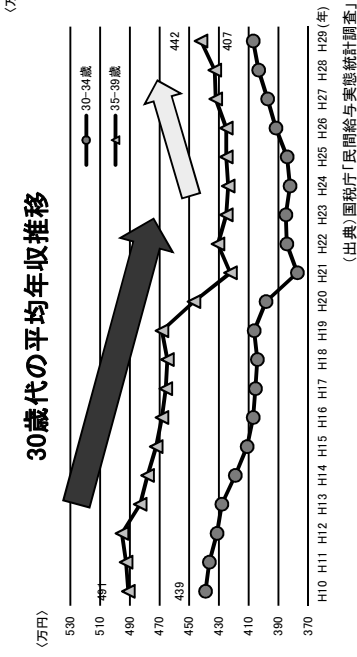
新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- ・ 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は、足元では回復傾向にあるが、中長期的には大きく減少した後横ばい。また、住宅価格は変わらず上昇傾向にあり、住宅取得環境は引き続き厳しい状況。
- ・ また、令和元年10月に消費税率の引上げが行われた中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



基礎的なストックの質の向上の必要

- ・ 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- ・ 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要がある。

【住宅の耐震化率】

現状(平成25年推計)
耐震性を有しない住宅ストックの比率
約18%

総戸数約5,200万戸のうち、耐震性あり 約4,300万戸
耐震性なし 約 900万戸



目標(令和7年)
おおむね解消

※住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

新築住宅に係る税額の減額措置

- ①一般の住宅:3年間 税額1/2減額 ②マンション:5年間 税額1/2減額

結果

【本特例措置による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

↑ 3年間で約26万円の負担軽減効果
(国土交通省推計)

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

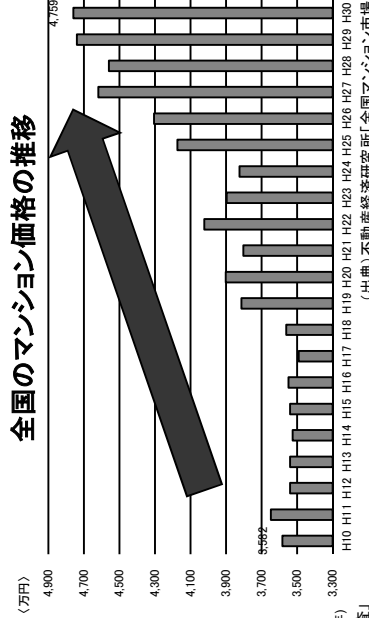
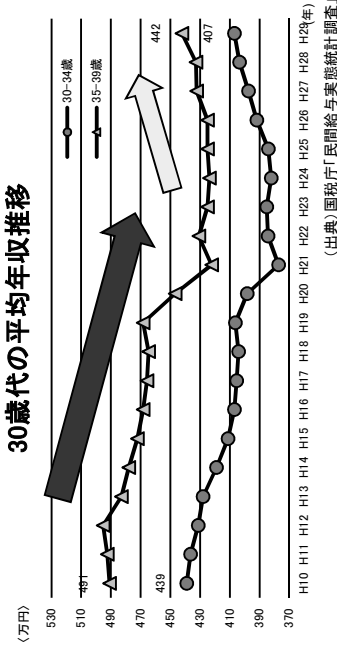
住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要性

- ・ 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は、足元では回復傾向にあるが、中長期的には大きく減少した後横ばい。また、住宅価格は変わらず上昇傾向にあり、住宅取得環境は引き続き厳しい状況。
- ・ また、令和元年10月に消費税率の引上げが行われた中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



○本特例措置は、住宅取得の初期負担を軽減し、内需の柱である住宅投資を喚起する観点から、60年以上にわたって措置

○結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅(民間賃貸、公的賃貸、持家)に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施(「住生活基本計画」平成28年3月18日閣議決定)する必要

○住宅の取得環境が厳しい状況の中、住宅取得に係る負担軽減措置を引き続き実施する必要

特例措置の内容

【登録免許税】

- ・所有権の保存登記について税率軽減(本則 0.4% → 特例 0.15%)
- ・所有権の移転登記について税率軽減(本則 2% → 特例 0.3%)
- ・抵当権の設定登記について税率軽減(本則 0.4% → 特例 0.1%)

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

【本特例措置の効果イメージ】

- ・保存登記: 2.5万円軽減(4万円 → 1.5万円)
- ・移転登記: 22.1万円軽減(26万円 → 3.9万円)
- ・抵当権設定登記: 4.5万円軽減(6万円 → 1.5万円)

(※) 2,000万円(固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額: 1,000万円)の住宅を取得(借入額1,500万円)した場合を想定

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れた良質な住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 人口・世帯減少社会の到来
- 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出

↑
 耐震性、断熱性、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅の普及を促進

認定の状況

平成30年度の認定戸数は109,386戸
 新築着工住宅全体に占める割合は11.5%

目標

「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」
 20%(令和7年度)

【住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)】

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記: 0.1%
 (本則0.4%、一般住宅特例0.15%)

所有権移転登記: 戸建て: 0.2%

マンション: 0.1%
 (本則: 2%、一般住宅特例0.3%)

【不動産取得税】

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円→1,300万円

【固定資産税】

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

戸建て: 3年→5年
 マンション: 5年→7年

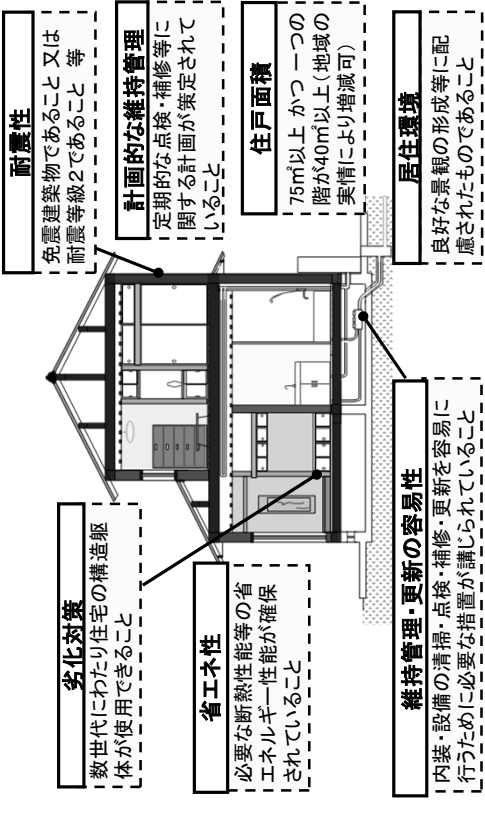
結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

《長期優良住宅認定基準のイメージ(新築・戸建て)》



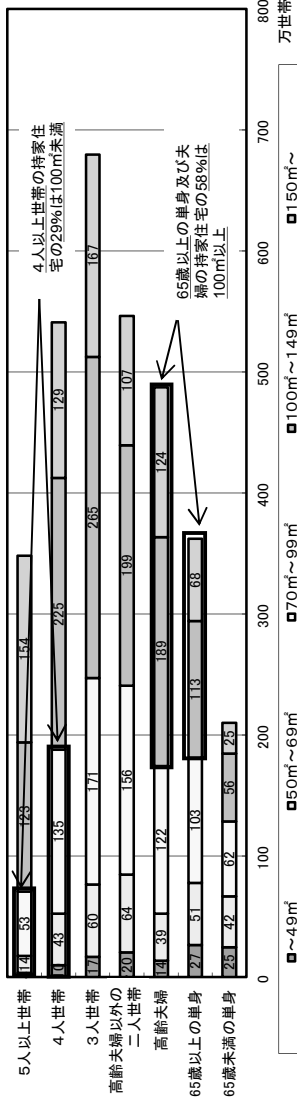
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約7割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生している。

住宅売却損益の発生状況



※売却時に築年数5年超の住宅

損得なし 3.9%

(出典)：(一社)不動産流通経営協会

要望の結果

特例措置の内容

※いずれも【所得税・個人住民税】

【譲渡益が生じた場合】

- ① 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合は、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

【譲渡損が生じた場合】

- ② 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ③ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

結果

現行の措置を2年間(令和2年1月1日～令和3年12月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合において、宅地建物取引業者から、当該住宅を取得した買主の移転登記に課される登録免許税を減額する特例措置の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

- 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて、平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正によるインスペクシヨンの活用や「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。
- 買取再販は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する事業。消費者が安心して購入できることから、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。

目標

2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増

[未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]

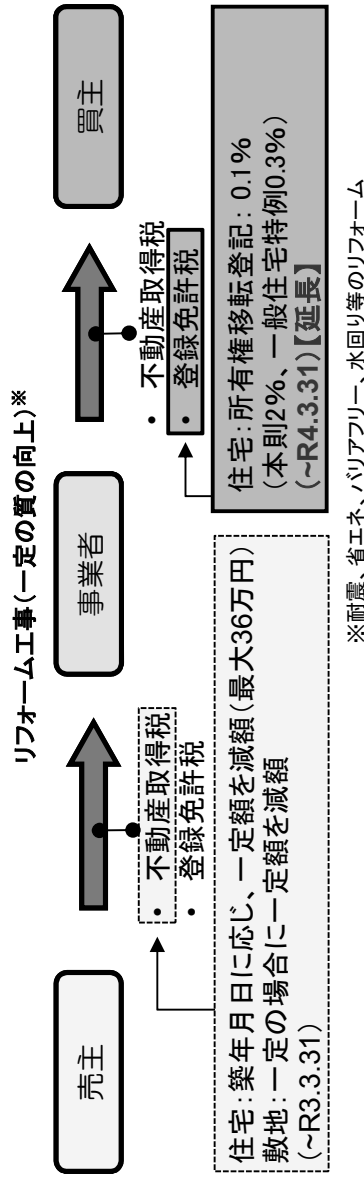
要望の結果

特例措置の内容

- 個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための増改築等が行われた既存住宅を取得した場合に、所有権移転登記について税率軽減
((本則2%、一般住宅特例0.3%) →0.1%)

結果

- 現行の措置を2年間 (令和2年4月1日～令和4年3月31日) 延長する。



既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長 (固定資産税)

既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化を進め、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォーム)をした場合の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- ▶ 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- ▶ 既存住宅活用型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状
- ↳ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要

住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)

- 耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
- 住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】工事翌年(*)の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	R2.3.31
バリアフリー	1/3減額	
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化*	2/3減額	

※ 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

バリアフリーリフォームのイメージ



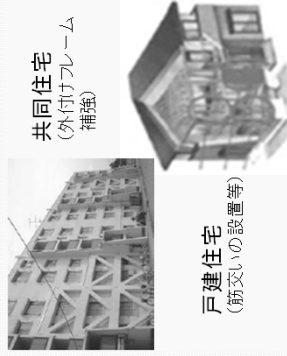
洗面所入口の拡幅工事
 ・壁を一部解体し、出入口を拡幅
 ・段差解消



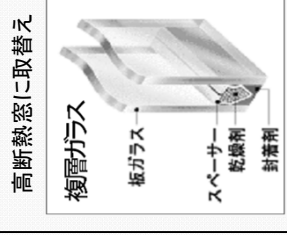
長期優良住宅化リフォームの認定基準

- ① 耐震性の確保
- ② 省エネルギー性の確保
(木造戸建住宅の場合)
- ③ 劣化対策
- ④ 維持管理・更新の容易性の確保

耐震リフォームのイメージ



省エネリフォームのイメージ



居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの創出のための特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修に関する特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市再生の取組をさらに進化させるには、官民一体となって魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」の創出が必要。
(成長戦略実行計画・成長戦略フオロアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

要望の結果

- 市町村が、「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」への転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。
- この制度に基づき、行政による公共施設の改修・活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用。

特例措置の内容

- ①公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例
 - ②公共空間の充実を図るために改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例
- 【固定資産税(土地・償却資産)・都市計画税(土地)】
道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減



税制特例適用箇所

税制特例適用箇所

結果

上記①、②について特例措置(～令和4年3月31日)を創設する。

農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(相続税・贈与税・不動産取得税)

より小さなエリアでの機動的な都市農地の保全を促進し、もって良好な都市環境の形成を図るため、新たに農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置を創設する。

施策の背景

○都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)

- ・都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと転換
- ・まちづくりと連携した制度の検討が必要

▷用途地域として田園住居地域を創設(平成29年都市計画法改正)

○都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ(令和元年7月30日公表)

- ・緑地や農地の保全につながる制度の活用を引き続き積極的に促進
- ・地域特性に応じてより細かに活用できる仕組みについても検討すべき



新たに農地保全に係る地区計画制度を創設予定
居住環境と営農環境を一体で計画できる制度の創設
により地域の特性に応じたきめ細かな対応を実現

要望の結果

特例措置の内容

農地内における一定規模(300㎡を想定)以上の開発行為等を原則不許可とする地区計画制度を創設し、当該規制が適用される市街化区域内農地について、以下の特例措置を適用。

＜適用イメージ＞

【相続税・贈与税】
相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用(三大都市圏特定市)

【不動産取得税】
不動産取得税の徴収猶予の特例の適用(三大都市圏特定市)



農地と調和した住宅



農家レストラン

結果

農と住の調和したまちづくりの推進のための制度創設に伴う恒久措置を創設する。

都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の延長(登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)

人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進や、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進を図るための特例措置を延長する。

施策の背景

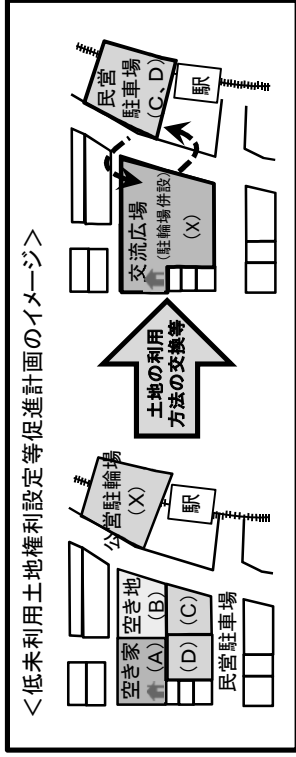
多くの都市で、空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力(地域バリュー)の低下等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。

要望の結果

■ 低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置

<制度概要>

市町村が、低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な所有権・利用権の設定を促進。



特例措置の内容

【登録免許税】

計画に基づき土地・建物の取得等について以下のとおり税率を軽減

- ・地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)
- ・所有権の移転登記(本則2%→1%)

【不動産取得税】

計画に基づく一定の土地の取得について軽減(課税標準の1/5控除)

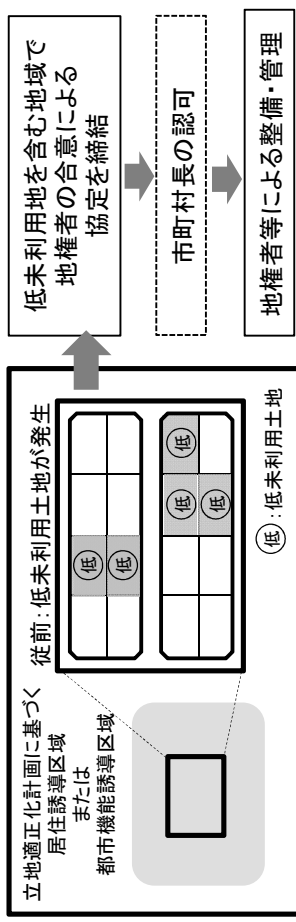
結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

■ 立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置

<制度概要>

地域コミュニティやまちづくり団体等による交流広場やコミュニティ施設などの整備・管理を促進するため、地権者が協定を締結。



特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

協定に基づき整備・管理する公共施設等(道路・広場等)について都市再生推進法人が管理する場合(有料で借り受けしたものを除く)に課税標準を2/3に軽減(5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間)

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

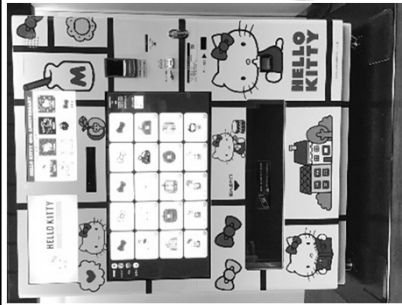
免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置を講じることにより、訪日外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額の一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

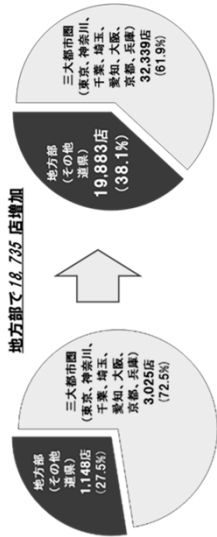
- 現行では、免税店の許可申請において、必要な人員を配置することが要件となっている。
- 近年、訪日外国人旅行者向けにお土産を販売するIoT技術を搭載した自動販売機が人気であり、従業員を介さずに販売を行った物品についても免税の対象にして欲しいという事業者のニーズがある。



IoT自動販売機



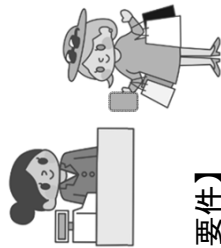
三大都市圏と地方部の免税店数
 2012年4月1日 4,173店
 2019年10月1日 52,222店



要望の結果

- 免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合は、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置を講じる。

(現行)



【許可要件】

免税販売手続に必要な
人員の配置等が必要

(追加)



【許可要件】

一定の基準を満たす自動販売機の設置については人員の配置が不要
 (自動販売機で行う手続の一例)
 ○ パスポートの本人確認
 → 顔認証機能で代替
 ○ パスポート情報の読取
 → 文字認識機能で代替

これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
 ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
 ・免税手続の第三者への委託を可能とし、免税手続一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
 ・一般物品の購入下限額引下げ
 ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈第四弾〉(合算：平成30年7月運用開始
 電子化：令和2年4月運用開始予定)
 ・一般物品と消耗品の合算
 ・免税販売手続の電子化

〈第五弾〉(令和元年7月運用開始)
 ・「臨時免税店」制度の創設

航空機燃料税に係る特例措置の延長(航空機燃料税、航空機燃料譲与税)

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に訪日外国人旅行者の地方誘客を拡大するためには、航空会社が、ローカル路線の充実に加えて、訪日外国人旅行者の地方誘客のための新しい施策や利用者利便向上につながる投資等に積極的に取り組む必要がある。
- 航空会社がこのような取り組みを後押しするため、航空機燃料税に係る特例措置を2年間延長する。

要望の結果

特例措置の内容

【航空機燃料税】 航空機燃料税の税率を軽減

	平成22年度以前	現行(平成23～31年度)	改正(令和2～3年度)
本則	26,000円/キロリットル	18,000円/キロリットル	18,000円/キロリットル
特定離島路線	19,500円/キロリットル	13,500円/キロリットル	13,500円/キロリットル
沖縄路線	13,000円/キロリットル	9,000円/キロリットル	9,000円/キロリットル

↑ 軽減
↑ 延長

【航空機燃料譲与税】 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する割合を引き上げ (2/13 → 2/9)

結果

- 現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

◆航空会社の取り組み

訪日外国人旅行者の地方誘客
・受入環境強化

- ・訪日外国人がより使いやすい運賃の導入
- ・グランドハンドリング業務の体制強化
- ・操縦士・整備士の確保、養成の強化

利用者利便向上につながる投資等

- ・インバウンド・地方創生関連投資
- ・イノベーション関連投資
- ・ユニバーサル関連投資

ローカル路線の充実

- ・新規路線の就航及び既存路線の増便
- ・大手航空会社による地域航空会社の経営支援

国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

大都市圏・拠点空港の現状

- 大都市圏の拠点空港においては、空港容量が恒常的に不足
- 大都市圏からの交流人口・関係人口の拡大や、インバウンド需要を取り込むため、需要に応じた安定的な航空輸送サービスの提供が課題

地方航空路線を巡る環境

- 地方において顕著な少子高齢化、過疎化の急速な進展に伴う需要減少・採算悪化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持の限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

安定的な航空輸送サービスの提供&地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

国内線の航空機について、別表のとおり軽減

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

別表

- ① 最大離陸重量200トン以上
最初の3年間2/3
- ② 最大離陸重量200トン未満
最初の5年間2/5
- ※ ②は地方路線就航時間割合2/3以上
(2/3未満は①と同率を適用)
- ③ 最大離陸重量50トン未満
初年度3/8、その後4年間2/5
- ④ 最大離陸重量30トン未満
最初の5年間1/4
- ※ ③④は特に地方的路線時間割合2/3以上
(2/3未満は②と同率を適用)

大型機 (A350等)	200トン→	購入後 3年 2/3に軽減
中・小型機 (B767・B737等)	50トン→	2/5に軽減 5年
リージョナル機 (ERJ等)	30トン→	1年 その後4年 3/8 2/5に軽減
リージョナル機 (ATR等)		5年 1/4に軽減

<政策目標>

- ・ 安定的な航空輸送サービスの提供
- ・ 地方航空ネットワークの維持

鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により鉄道事業再構築事業を創設し、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

＜本特例の適用対象の前提となる予算措置＞

■ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ※

《補助対象設備》

- ・線路設備、電路設備、停車場設備 等

■ インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ※

《補助対象設備》

- ・車両設備(インバウンド対応のものに限る)

※補助率は、1/3または1/2

地域公共交通活性化再生法に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について補助率1/2等

線路設備

(軌道改良(PCまくら木化))



電路設備

(自動列車停止装置(ATIS))



車両の更新



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)

デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため、長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税の繰延べを認める措置を3年間延長する。

施策の背景

○企業の所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編、確実な国内設備投資を喚起し、企業の生産性向上・産業の空洞化防止を図ることが、喫緊の課題

参考：【経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)】

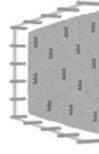
「政府は、(中略)適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長力の強化を進める。」

○土地取引の活性化により土地の有効利用等を促進することが、デフレ脱却・内需拡大に不可欠

○土地の流動化を通じた不動産ストックの価値向上を図り、ひいては都市の競争力強化、地域活性化を実現することが、経済再生、地方創生のために必要

【具体的な活用事例】

所在地	関東地方
用途	工場跡地



(製造業)

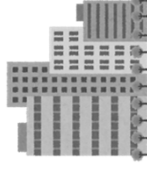


所在地	近畿地方
用途	研究施設



(不動産業)

所在地	東京都内
用途	未活用のオフィスビル



所在地	九州地方、中部地方等
用途	ホテル・旅館

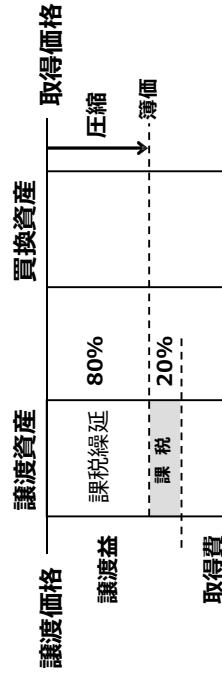


要望の結果

特例措置の内容

【法人税・所得税】

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、80%(一部75%・70%)の課税繰延べ



結果

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

10年超の土地、建物等
国内にある300㎡以上の土地(※)・建物等

※ 資材置場等は除く。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理を確保し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置を創設する。

施策の背景

- ・地方部を中心に、全国的に空き地が増加。
(地方部における世帯所有の「宅地」の約10%が空き地)

低額な不動産取引の課題

想定したよりも
売却収入が低い

相対的に譲渡費用
(測量費、解体費
等)の負担が重い

様々な費用の支出が
あつた上に、さらに課
される譲渡所得税の
負担感が大きい

土地を売らずに、
低未利用地(空き地)として放置

少額の低未利用土地について、売主の取引にあたっての負担感を軽減することで、現所有者が土地を売却するインセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

- 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)
土地の適切な利用・管理の確保(略)、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み(略)等について(略)期限を区切って対策を推進する。

要望の結果

【所得税・個人住民税】

- 個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置(～令和4年12月31日)を創設する。

【利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ】

(出典: Google Maps)



鹿児島県いちき串木野市(土地)
譲渡額約350万円



三重県津市(土地)
譲渡額約270万円



新潟県燕市(土地)
譲渡額約350万円

- ・ 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- ・ 隣地所有者による管理・利活用

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

(※) 低未利用地であること及び買主が利用意向を有することについて市区町村が確認をしたものに限る。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)を3年間延長する。

施策の背景

一般的に良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない



税制上の特例措置を講じ、一定の優良な事業(※)を行う民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る

(※)

都市再開発法による第一種市街地再開発事業・密集市街地整備法による防災街区整備事業・都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の住宅地造成事業・都市計画区域内における25戸以上の住宅又は15戸以上若しくは床面積が1,000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設 等

地権者
土地の譲渡益課税の軽減

事業用地

用地取得の円滑化

事業者

事業に係るコスト・リスクの軽減



暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進・都市の安全性向上 等

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・個人住民税等】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

※法人は、重課制度(長期5%)が適用除外。
(重課制度は令和元年度末まで課税停止。)

結果

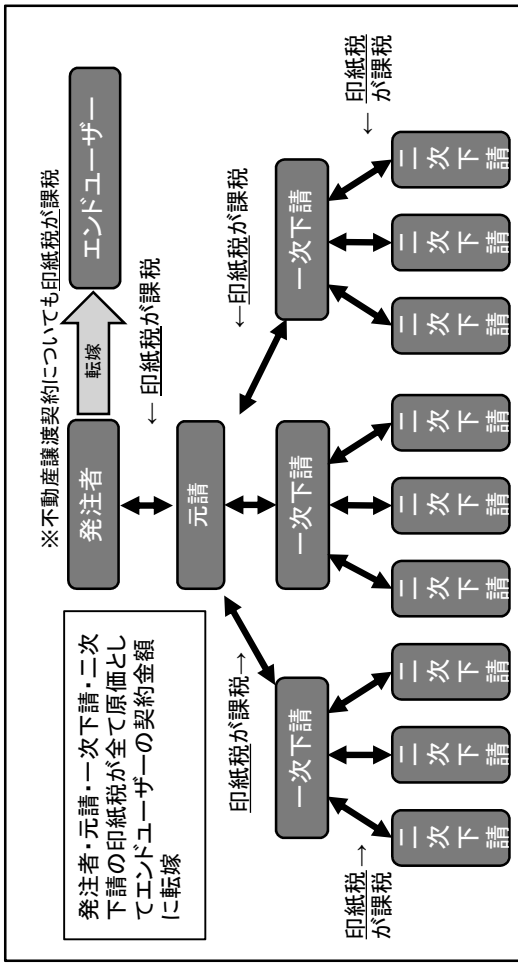
対象事業を一部見直しの上、3年間(令和2年1月1日～令和4年12月31日)延長する。

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- ・建設業においては、重層下請請負構造の中で多段階にわたり課税。
- ・さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的にはエンドユーザー(例：戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など)に転嫁。
- ・このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。



要望の結果

特例措置の内容

【印紙税】

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」とおりの軽減

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

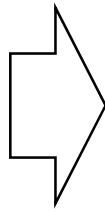
契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円 (20%減)

国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設(とん税・特別とん税)

国際コンテナ戦略港湾政策の政策目的である国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するため、欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船に係るとん税・特別とん税について、一時納付に係る特例措置を創設する。

施策の背景

○コンテナ船の大型化などに伴い、欧州・北米航路における寄港地の絞り込みが進行。



○このような中、欧州・北米航路の寄港の維持・拡大を図るためには、釜山港等と比較して劣後している入出港コストの低減が必要。

○特に、これらの航路に投入される大型のコンテナ船ほど、国際戦略港湾に入港する際のとん税・特別とん税の負担が大きくなっており、この軽減を図る。

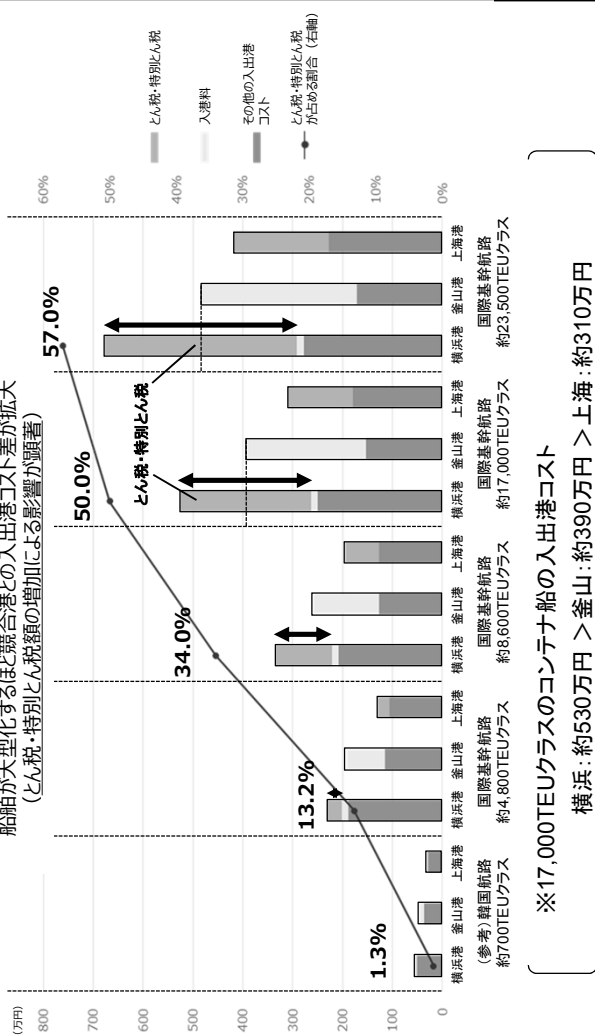
要望の結果

○欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合は税率(純トン数1トンまでごと)を次のとおりとする。 ※令和2年10月1日より施行。

納付種別	とん税		特別とん税		合計	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
① 入港の度に納付する「都度納付」	16円	16円	20円	20円	36円	36円
② 一定額の納付で1年間に何度でも入港できる「一時納付」	48円	24円	60円	30円	108円	54円

コンテナ船の入出港コスト

船舶が大型化するほど競合港との入出港コスト差が拡大(とん税・特別とん税額の増加による影響が顕著)



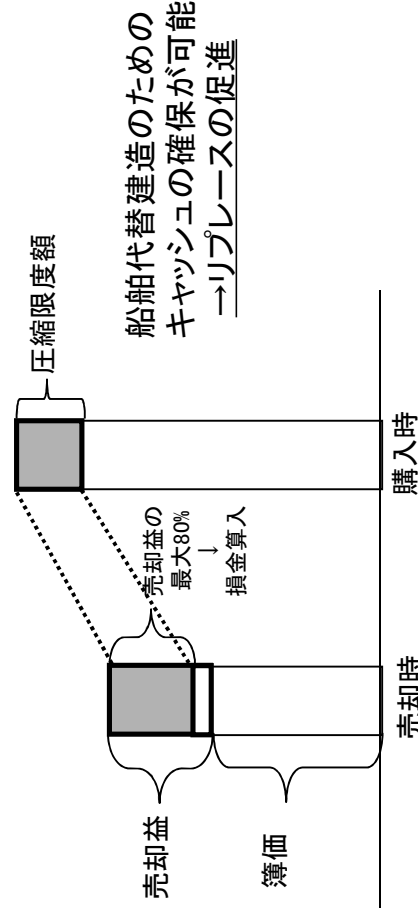
海上運送業における船舶の買換特例の延長(所得税・法人税)

環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備を図るため、船舶から船舶への買換及び交換に係る本税制特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 我が国は、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割(産業基礎物資の約8割)を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラ。
- 国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、環境負荷低減に資する船舶の普及を促進する必要がある。
- 事業環境にとらわれずに、多額の資金を要する船舶の代替を促進することで、環境負荷低減を図りつつ、計画的かつ安定的に船隊を維持・整備する必要がある。

(参考) <税額計算模式図>



要望の結果

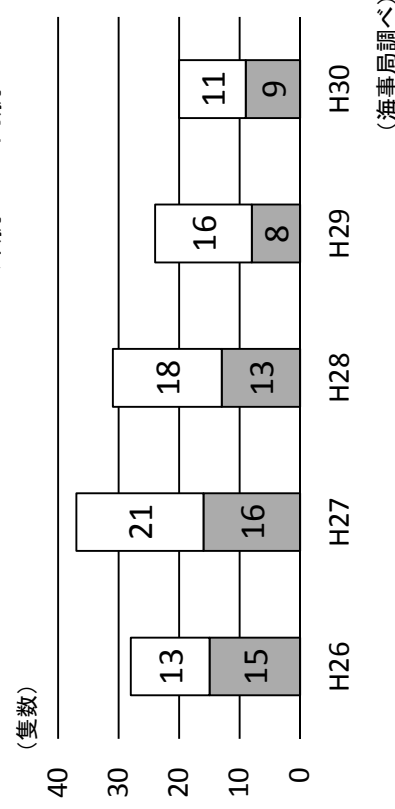
特例措置の内容

【所得税・法人税】船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰延べ

結果

現行の措置を、要件の一部を見直した上で、3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

適用実績



国際船舶の登記に係る特例措置の延長(登録免許税)

日本商船隊における国際船舶※の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。
 ※ 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%を海上輸送に、そのうち66.9%を日本商船隊にそれぞれ依存。
- 安定的な国際海上輸送を確保する上で、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることが必要。



登録免許税の軽減措置の延長を図り、国際船舶の取得コストを軽減し、国際競争力を確保することが不可欠。

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】
 国際船舶に係る登録免許税について
 税率軽減(本則 0.4%→特例 0.35%)

結果

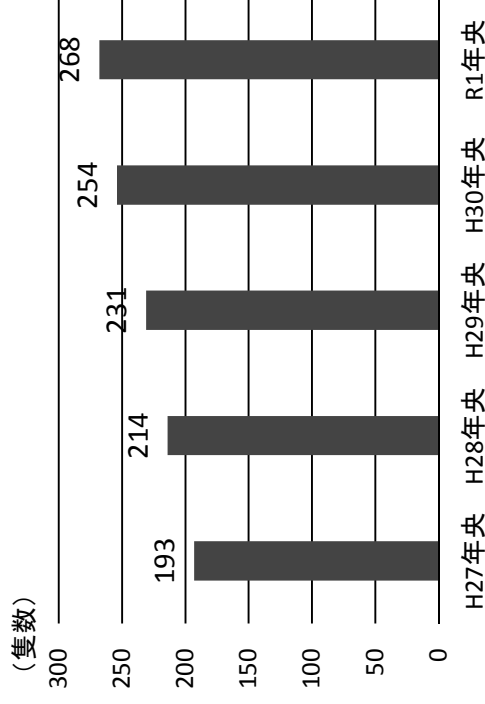
現行の措置を2年間延長する。
 (令和2年4月1日～令和4年3月31日)

諸外国の登録免許税 及び登録料(1隻あたり)

日本(軽減後)	1,927万円
シンガポール	409万円
ノルウェー	389万円
ドイツ	318万円
中国(香港)	21万円
オランダ	4万円
イギリス	2万円
アメリカ	1万円
デンマーク	非課税
フランス	非課税
パナマ	非課税
リベリア	非課税

※船価50億円の貨物船(10万GT(6.6万NT))の例

国際船舶の隻数推移



物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

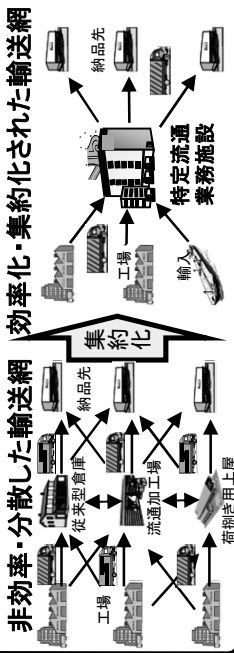
物流分野における労働力不足や環境負荷低減の重要性の高まり等に対応するため、物流総合効率化法の認定計画に基づき、認定事業者が取得した事業用資産に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

背景

- ・トラックドライバー不足が深刻化する中、これまで労働生産性を向上させる取組を推進してきたところ
- ・一方で、高度化する物流を支えるためには、より一層の労働生産性の向上が不可欠
- ・持続可能な物流の実現に向けて、省労働力型の物流体系の構築をさらに強力に推進することが必須

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進



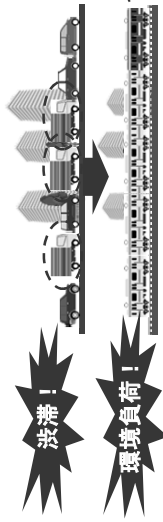
「トラック予約受付システム」の導入
→トラックの到着時間が標準化され、荷待ち時間が削減

事業の効果

- 輸送網の集約や、荷待ち時間の削減等により、
- ① 輸送フローの効率化
 - ② 生産性の向上
 - ③ CO₂の排出量削減

旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

旅客車両1編成の全部又は一部のスペースを活用し、車両基地間での幹線輸送や途中駅での貨物積卸しを実施。



事業の効果

- モーダルシフトの推進により、
- ① トラックドライバー不足対策
 - ② CO₂の排出量削減
 - ③ 定時性・スピード性に優れた貨物輸送

要望の結果

特例措置の内容

○輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却。

【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2とする。

【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4とする。

○旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

【固定資産税】貨物用鉄道車両及び貨物搬送装置について、課税標準を5年間2/3(※中小鉄道事業者等は5年間3/5)とする。

結果

・現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長(登録免許税)

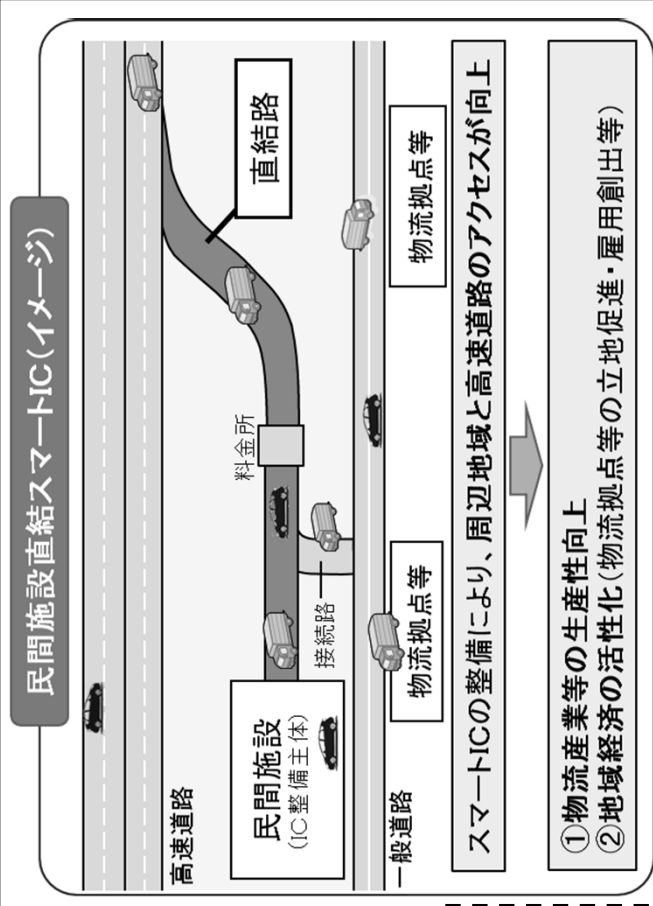
民間事業者が民間施設直結スマートインターチェンジの用に供する土地を取得した場合の登録免許税の非課税措置を2年間延長する。

施策の背景

- 平成29年度に、高速道路と近傍に位置する大規模な物流施設や工業団地、商業施設等の民間施設を直結する民間施設直結スマートインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度を創設。
- 高速道路を活用した企業活動の支援により経済の活性化を図るとともに、民間施設直結スマートインターチェンジを一般交通も利用可能とし、広く高速道路の利便性を向上させるため、当該制度の活用を推進する必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2019(R1.6.21閣議決定)第3章2(2)②社会資本整備(抜粋)

高速道路で取組が始まった民間の発意と負担による高速道路と民間施設を直結するインターチェンジの整備など公共インフラ整備における民間資金の更なる活用、さらには、リース手法等を通じた民間資金・ノウハウの活用と官の資産保有コストの軽減を図るための方策の検討等を進める。



要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】

民間事業者による民間施設直結スマートインターチェンジ整備にあたり必要となる土地の所有権移転登記に係る登録免許税を非課税(本則2%)とする。

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

JR貨物が取得した高性能機関車の延長（固定資産税）

JR貨物が取得する機関車に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽機関車は、依然、機関車全体の約3割を占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車への更新を推進する必要がある。

【JR貨物の機関車の車両数の推移】

	H10.4 現在	H31.4 現在
旧国鉄承継機関車	793(90%)	154(28%)
JR貨物取得機関車	87(10%)	399(72%)
計	880(100%)	553(100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能機関車の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h
最高出力：1,147kw

最高速度：110km/h
最高出力：1,920kw

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車の課税標準を5年間3/5に軽減

結果

現行の措置を一部見直した上※で、2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

※国鉄から承継した未更新の機関車に代替して新造する高性能機関車の内、電気機関車を除外

鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について1年間延長する。

施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(平成23年3月31日)

1日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての鉄動道駅

<目標年度:2020年度>

- > エレベーター等を設置することを始めとした段差の解消
- > ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等

【交通政策基本計画】(平成27年2月13日閣議決定)

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を梁化特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備

<ホームドアの設置数>

2013年度 583駅 → 2020年度 約800駅

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得に伴う負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間2/3に軽減

- 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産

- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅

- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅

- ・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅

- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産

- ・1日あたり利用者数3千人以上の駅

結果

現行の措置を1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)延長する。



海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長 (地球温暖化対策のための税)

一定の運送の用に供する石油製品に係る「地球温暖化対策のための税」の還付措置を3年間延長する。

施策の背景

- 平成24年10月より、エネルギー一起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、「地球温暖化対策のための税」を上乗せ
- 導入にあたっては、税率の段階的引上げを実施
- 輸送部門においては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、還付を実施

要望の結果

特例措置の内容

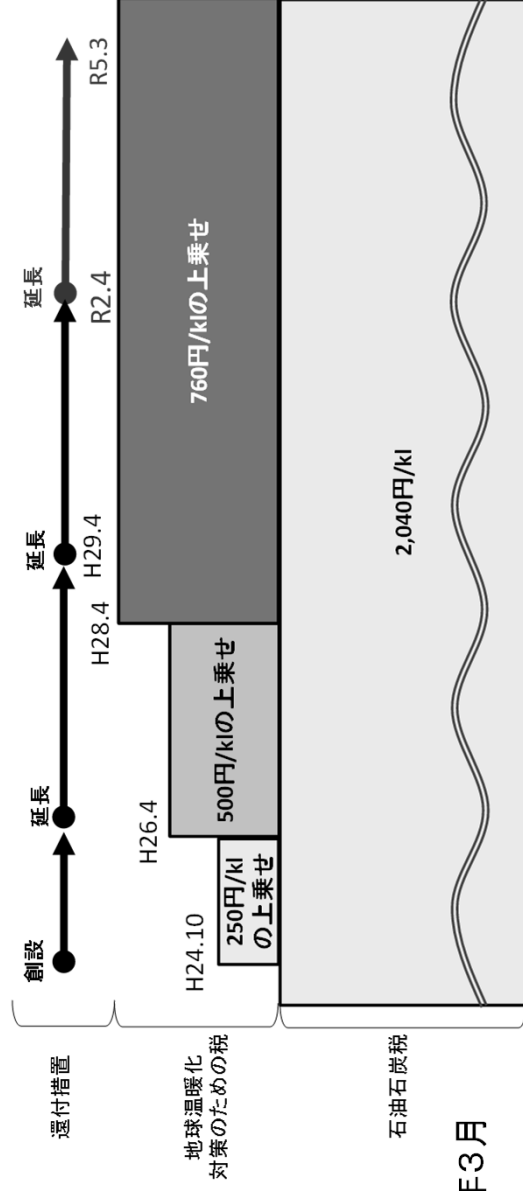
【地球温暖化対策のための税】

一定の運送の用に供する石油製品※について税額を還付。

- ※一定の運送の用に供する石油製品
- ・ 内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
- ・ 鉄道事業に係る軽油
- ・ 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

結果

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。



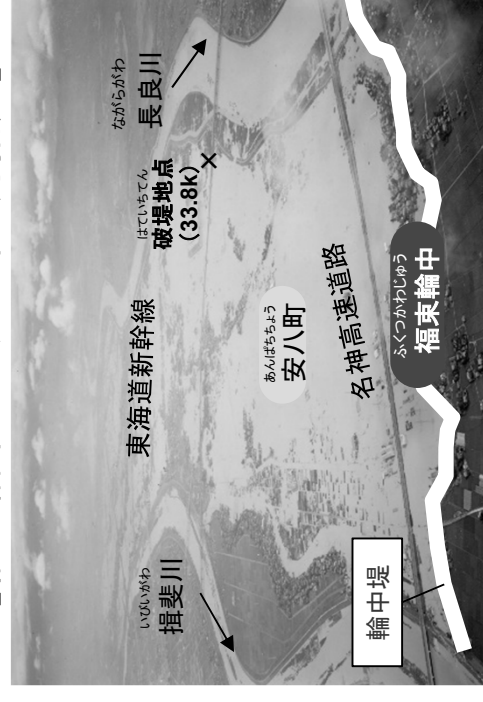
浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るために、浸水被害軽減地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全是、浸水被害軽減に有効。
- 平成29年の法改正以降、指定促進の取組を行っているが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者からの同意が必要であることから指定が進んでいない。
(令和元年8月末時点で指定は1箇所のみ)
- 与益者(地権者)と受益者(浸水想定区域内の住民)が異なるため、浸水被害軽減地区への指定と引き替えに与益者に対してインセンティブを与える必要。

【福東輪中 平成30年3月指定】



要望の結果

特例措置の内容

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法(第15条の6)に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

結果

3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)

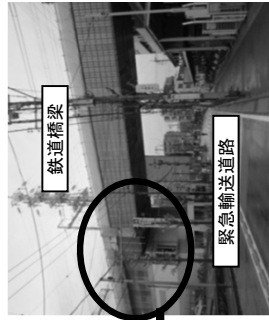
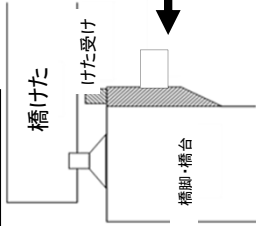
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

施策の背景

○首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標年度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。

緊急輸送道路と交差・並走する橋梁等

・緊急輸送道路と交差・並走する箇所については、目標期限を設け、計画的に耐震対策を実施。



ロッキング橋脚を有する橋梁

- ・熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生。
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施。



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】課税標準を5年間2/3に軽減

対象施設

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設

- ・緊急輸送道路と交差・並走する線区における橋梁、高架橋、トンネル
- ・片道断面輸送量1日1万人以上の線区におけるロッキング橋脚を有する橋梁

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)に基づいて、民間企業が取得・改良した津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部には民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在しているが、民間企業にとっては津波対策は非収益投資であり、また、整備後のランニングコストも高額になること等から整備が進みにくい。
- 南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災地域づくりが必要であり、地域に必要な津波対策を促進する税制特例措置が不可欠。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、市町村が作成した「推進計画」により、民間企業が推進計画区域(臨港地区に限る。)内で取得・改良した津波対策に資する港湾施設等^(※)に係る課税標準の特例措置(取得後4年間)

^(※)護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設

①大臣配分資産又は知事配分資産:取得価格に1/2を乗じて得た額

②その他の資産:取得価格に1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

結果

現行の措置を4年間(令和2年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

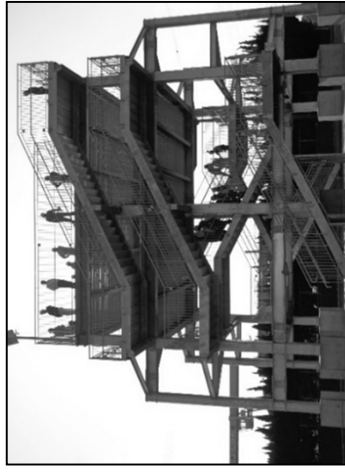
【津波対策の例】 <護岸高上げ前>



<護岸高上げ後>



【津波避難施設の設置例】



耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

建築物の耐震改修を促進し、地震発生時の人的・物的被害の軽減を図るため、耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置を3年間延長する。

施策の背景

- 南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題。
- 平成25年に改正された耐震改修促進法により、不特定多数の者が利用する大規模建築物等(※下表)の所有者に対し、耐震診断の実施・結果の報告を義務付け、その内容を公表。

耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物		耐震診断結果の報告期限
要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成27年末まで
要安全確認計画記載建築物	地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	地方公共団体が指定する期限まで



地震により倒壊した大規模建築物



倒壊し避難路を塞いだ建築物

- 今後は耐震診断結果の公表を受けた耐震改修の本格化が見込まれるが、工事費の上昇、技能労働者の不足等により準備や施工が長期化する傾向。
- 耐震改修には多額の費用負担を要するところ、予算措置に加え、耐震改修を早期に実施するインセンティブを与えることが必要。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。

結果

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税等)

老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る税制上の支援措置を整備する。

施策の背景

- ・現在のマンションストック総数は約655万戸(H30年末時点)
- ・このうち築後40年超は約81万戸で、10年後には約198万戸の見込み
- ・団地型マンションの高経年化
- ・マンション建替えの実績は累計で244件、約19,200戸(H31年4月時点)

高経年マンションにおける建物・設備の老朽化や、建替え等の合意形成の困難化が生じ、再生に向けた取組の強化が喫緊の課題

要望の結果

特例措置の内容

以下の措置により、老朽化マンションの再生を促進。

- **マンション敷地売却事業の税制特例の対象を拡充**
- **団地型マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例の創設**

結果

施行者(組合)に係る特例措置の拡充及び創設(敷地売却・敷地分割)

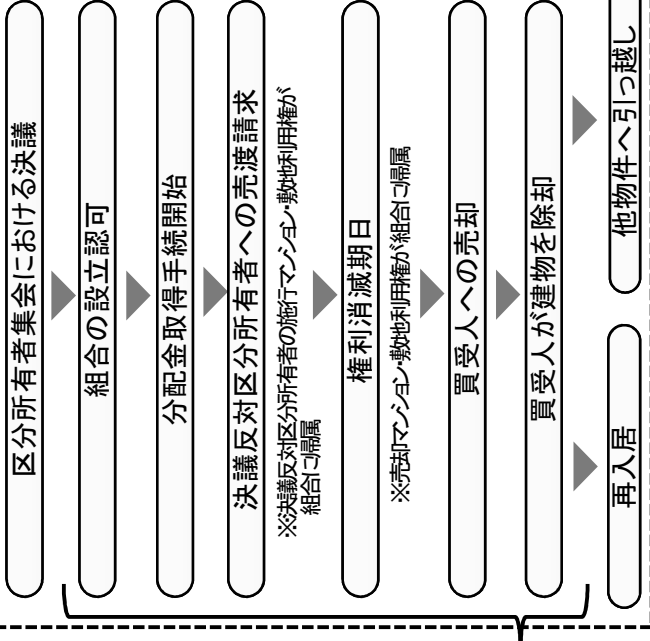
法人税・法人住民税・事業税・事業所税

- 組合の非収益事業所得に係る法人税、法人住民税、事業税及び事業所税の非課税措置

消費税・地方消費税

- 資産の譲渡等の時期の特例
- 仕入税額控除の特例
- 申告期限の特例

(例) マンション敷地売却事業



IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(所得税・法人税等)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置(所得税等)
- 都市再生特別措置法の改正に伴う税制上の所要の措置(都市計画税)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の拡充・延長(所得税・法人税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の非課税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の廃止(固定資産税)
- 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換特例の縮減・延長(所得税・法人税)
- 航空機に使用する部分品等に係る関税の免税措置の延長(関税)
- 特例港湾運営会社の指定の失効に伴う所要の措置(固定資産税等)

2. 他省庁主管等

- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長(登録免許税)
- 投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置(所得税・法人税)
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長(所得税・法人税)
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- 復興特区税制に関する所要の措置
- 福島特措法税制に関する所要の措置
- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設

(この冊子は、再生紙を使用しています。)